議案第６８号

羽生市職員定数条例の一部を改正する条例

羽生市職員定数条例（昭和２９年条例第７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（職員の定数） 第２条　職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （１）～（６）　（略） （７）　消防職員　９７人 ２　次に掲げる職員は、前項各号に掲げる職員の定数外とすることができる。 （１）　兼務又は併任を命じられている職員 （２）　地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条第２項の規定により休職を命じられている職員 （３）　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第２条第１項の規定により育児休業をしている職員 （４）　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１７第１項（第２９２条において準用する場合を含む。）の規定により他の地方公共団体に派遣し、又は他の地方公共団体から派遣されてい	（職員の定数） 第２条　職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （１）～（６）　（略） （７）　消防職員　７９人

る職員 ３　前項第２号から第４号までに掲げる職員が復職し、又は職務に復帰した場合における当該職員は、復職し、又は職務に復帰した日の属する年度の末日まで、第１項各号に掲げる職員の定数外とすることができる。 附　則 この条例は、公布の日から施行する。	附　則 １　この条例は、公布の日から施行する。 ２　定数中、括弧内は、市長の事務部局の職員が兼務するものとする。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

令和８年１１月２７日提出

埼玉県羽生市長　斎　藤　万紀子